バス停留所ソーラーパネル等設置促進事業実施要綱

(制定)平成29年6月8日付29環地次第81号 (改正)平成30年3月8日付29環地次第346号

第1 要綱の目的

この要綱は、東京都(以下「都」という。)が、都内のバス停留所における太陽光発電システム等の設置を促進することで、再生可能エネルギーに関する都民の理解を深め、その普及につなげるために行う「バス停留所ソーラーパネル等設置促進事業」(以下「本事業」という。)の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

都は、都内のバス停留所における太陽光発電システム等の設置に要する経費を助成する。

第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 バス停留所 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1項第1号イの一般乗合旅 客自動車運送事業において、路線定期運行を行うバスが利用客の乗降車のため停止する 場所
- 2 公衆無線LAN設備 電波でデータの送受信を行う構内通信網を利用してインターネットへ接続するサービスを公衆向けに提供する設備
- 3 リース契約 本助成金の交付対象となる設備(以下「助成対象設備」という。)の所有者である貸主が、当該助成対象設備の借主に対し、当事者間で合意した期間(以下「リース期間」という。)にわたり当該助成対象設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該助成対象設備の使用料を貸主に支払う契約であって、次の(1)及び(2)に掲げる要件に該当するものをいう。
 - (1) リース期間の中途において当事者の一方又は双方がいつでも当該契約の解除を することができないこと。
 - (2) 借主が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)から もたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ当該リース物件の 使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。
- 4 割賦販売 助成対象設備の所有者である売主が、当該助成対象設備の買主に対し、当 事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の割賦の方法により分割して当該助成 対象設備の販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行され る時まで当該助成対象設備の所有権が売主に留保されることを条件に、当該助成対象設 備を販売することをいう。
- 5 リース事業者 リース契約又は割賦販売の契約(以下「リース契約等」という。)に 基づき、助成対象設備のリース又は販売(以下「リース等」という。)を行う者をいう。

第4 本事業の具体的な内容

1 助成対象者

都内において2の助成対象事業を実施する地方公共団体その他の法人若しくは個人又はこれらの者と3の助成対象設備に係るリース契約等を締結したリース事業者であって、次に掲げるものを除いたものとする。

- (1) 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」 という。)第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定 する暴力団関係者をいう。以下同じ。)
- (3) 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に 該当する者があるもの
- (4) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でその復権を得ないもの
- (5) 税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないものとする。

2 助成対象事業

助成金の交付対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、都内のバス停留 所において、3の助成対象設備を設置するものであって、次の全ての要件を満たすもの とする。

- (1) 3 (1) の太陽光発電システム及び3 (2) の蓄電池を設置すること。
- (2) バス停留所の照明等において、電力系統からの電気よりも太陽光発電システム からの電気を優先的に利用すること。
- (3) バス停留所の建築物に助成対象設備となる太陽光発電システムを設置する場合は、当該太陽光発電システムのうち太陽光パネルがバス停留所の利用者から視認できること。なお、これにより難い場合は、太陽光発電システムからの電気をバス停留所に利用している旨を表示すること。

3 助成対象設備

助成対象設備は、別に定める要件を満たす次のものとする。

- (1) 太陽光発電システム(停電時においても電気供給を継続するものであって、電 気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23 年法律第108号)第9条に基づく認定を受けない設備に限る。)
- (2) 太陽光発電システムからの電気を夜間や停電時にも利用可能とするための蓄電池
- (3) 発電量を表示する設備等太陽光発電の普及啓発となる設備であって、(1)及び(2)と一体となって整備されるもの
- (4) 携帯電話等の充電設備であって、(1)及び(2)と一体となって整備されるもの
- (5) 公衆無線LAN設備であって、(1)及び(2)と一体となって整備されるも の

4 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成対象設備の

設置に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 設計費(助成対象設備の設計等に要する費用をいう。)
- (2) 設備費(助成対象設備の購入等に要する費用をいう。)
- (3) 工事費(助成対象設備の設置工事に要する費用をいう。助成対象事業の実施に際し、バス停留所に設置されている既存の建築物において必要となる当該建築物の補強工事費を含む。)
- (4) 使用料及び賃借料(助成対象設備の使用に伴い生じるリース契約等に基づく費用をいう。)

5 助成金交付額

助成金の交付額は、都の予算の範囲内において、助成対象設備を設置する場所ごとに、 助成対象経費の合計額(消費税及び地方消費税相当分を除く。以下同じ。)に別表に示 す助成率を乗じた額(助成対象経費に国その他の団体からの助成金を充当する場合にあ っては、助成対象経費の合計額に別表に示す助成率を乗じた額から当該助成金の額を控 除した額)とし、別表に示す額を上限額とする。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)に対し、第4による助 成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、1の出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に 基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、第4による助成金の交付を行う事務を委託 し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料とし て公社に支払うものとする。

第6 本事業の実施期間

本事業は、平成29年度から平成31年度まで行うものとする。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則(平成29年6月8日付29環地次第81号) この要綱は、平成29年6月8日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 8 日付 29 環地次第 346 号) この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表

	助成対象設備の設置	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	場所			
助成率	建築物への設置	10/10	3/4	3/4
	建築物以外への設置	_	3/4	3/4
上限額	建築物への設置	6,000,000 円	4,500,000 円	4,500,000 円
	建築物以外への設置	_	375,000 円	375, 000 円